

「不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導に係る文書 2 件の添付資料を含む決裁資料」部分公開決定

## 第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 4 年 11 月 29 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 4 年 11 月 4 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）に基づく指導に係る文書（令和 4 年 10 月 13 日付け 4 南局総第 751 号及び令和 4 年 11 月 4 日付け 4 南局総第 896 号）の添付資料を含む決裁資料」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 11 月 29 日付けで部分公開決定を行った。

非公開とした部分は、①「事業者の名称、住所、代表者氏名及び商品パッケージにおける事業者が特定される情報」、②「職員個人のメールアドレス」で、理由は、①は条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当、法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、②は条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当、県の事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

### 3 審査請求

審査請求人は、①「事業者の名称、住所、代表者氏名及び商品パッケージにおける事業者が特定される情報」を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）を不服とし、令和 5 年 1 月 7 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び再弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が部分公開決定の取消しを求める本件公文書は、「景品表示法に基づく指導に係る文書(令和4年10月13日付け4南局総第751号及び令和4年11月4日付け4南局総第896号)の添付資料を含む決裁資料」であり、景品表示法第5条第1項の規定に違反しているとして改善を求めた指導文書と同指導を取り消した通知文書である。

## 2 本件公文書を部分公開とした理由

### (1) 条例第7条第2項第2号該当性

本件公文書のうち、「事業者の名称、住所、代表者氏名及び商品パッケージにおける事業者が特定される情報」は、法人又は事業を営む個人に関する情報であり、これを公にすることで、当該事業者の競争上正当に得られる利益を著しく害することになるおそれがあると認められるため、条例第7条第2項第2号に該当する。

その理由は、事業者名や違反の内容等の公表は、行政指導に従わなかった場合に、景品表示法第7条に基づく措置命令(行政処分)を行う際に行うべきものであり、事業者自らが行政指導を受けたことを積極的に発信していること、また、そのことが報道に取り上げられたことをもって、本件公文書の全てを公開することは、同法の趣旨から適当でない。

また、本件公文書の内容は、各事業者に景品表示法第5条第1項違反の事実があるとして改善を求めていたものであり、文書中に「第5条第1項の規定に違反している」との記載が含まれている。このような公文書の名宛人に係る情報を公開すると、当該事業者が法令違反をしているとの憶測に基づく風評被害や信用低下等の不利益を招くことは明らかである。なお、景品表示法にかかる文書指導は、最終的には取り消しとなったことから指導を受けた事業者には同法に基づく問題が無い状態となっているが、ネット上では事業者に対する賛否両論があり、これまで公になっていない情報を公開することで、不特定多数から事業者及び関係者に対しての誹謗中傷が行われる可能性が十分予見され、SNSでの拡散を契機として報道等で大きく取り上げられることとなった本事案の性質上、ネット社会では不測の事態が発生しかねないという点に特段の配慮が必要である。

そして、行政指導の関係人等を公表する取扱いを行っていないことは、本件公文書に「改善報告書が提出されない場合や、改善状況確認の際に改善が認められない場合は、景品表示法第7条に基づき命令し、この事実を公表する」と記載していることから明らかである。

### (2) 公知の情報と言えない理由

#### ① 県担当課宛に提出された要望書では

- ・要望者は「宇和島麦みそ文化の存続を求める有志一同」とされており、署名している3者が文書指導を受けた事業者であるとの記載はない
- ・本文にも文書指導を受けた事業者名は記載されておらず、大豆を使用していない麦と塩だけの味噌を作っていることと、麦みそ文化の存続を求める趣旨が述べられているだけである
- ・自らがSNSや報道の取材を受けることで積極的に情報発信を行ったのは、要望書署名者のうち1者のみであり、残りの2者は有志一同として要望書に名を連ねているだけと捉えるのが自然である

ことから、たとえ要望書がSNSや報道等で掲載されていたとしても、要望書への署名事業者が行政指導の対象事業者であり、かつ、審査請求人の主張する「指導を受けた3者が自ら情報発信している」と判断する根拠としては疑義が残る。

- ② 報道では、情報発信に積極的な1者以外は事業者名、商品名等の事業者に係る情報が掲載されていないこと、また、その1者に対する行政指導に関する文書も一部を切り取って掲載しているほか代表者の名が消されているなど、指導対象となった事業者に関する多くの情報は公になっていると断定する状態とは言えない。

### (3) 審査請求人の反論書に対する弁明

#### ① 「パッケージ情報」及び「原材料欄の記載」について

審査請求人は、「パッケージ情報」及び「原材料欄の記載」から事業者の特定が可能である旨を主張するが、処分庁としては、そもそも「パッケージ情報」及び「原材料欄の記載」は、事業者の不利益を及ぼさないよう、事業者名の特定につながる情報の範囲を非公開としたものである。

よって、パッケージ情報や原材料欄には、事業者の特定につながる記載は含まれていないのであるから、一般的に事業者を特定することができるとは言えない。

#### ② 「麦みそ」事業者が認知されているかどうかについて

「麦みそ」と表示された商品は県内外で流通しており、かつ、県内で「麦みそ」を製造・販売している事業者は、本件公文書に係る3事業者に限られるものではない。

したがって、どの事業者が「麦みそ」を製造・販売しているかについて、審査請求人が主張するように広く認知されているということとはできない。

#### ③ SNS等で情報発信を行っている1者について

まず、県が行ったのは、行政処分ではなく行政指導であり、先に述べたとおり、行政指導の関係人等を公表する取扱いは行っていない。

そして、SNS等で情報発信を行っている1者についても、全てが公知の事実と言える状況になっていないことに加え、既に述べたとおり、法令違反を構成する事実はなく、かつ、本件文書を公開した場合には当該文書の記載内容から新たな風評被害や信用低下等の不利益を招くおそれがあることから、非公開とすべきである。

## 第4 審査請求の内容

### 1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第7条第2項第2号に当たると主張する部分の判断には理由がないことから、本件処分を取り消し、改めて公開するとの裁決を求める。
- (2) 処分庁が、民間事業者に行政指導を行った件につき、行政指導の受け手が積極的に発信し、受け手が行政指導を受けたことを報道機関に持ち込み、その情報が全国に報道を受けたことから、審査請求人も、この件を認識したものである。報道機関の記事の一部及び行政指導の受け手が自ら発信している資料を別に添付する（県に提出した要望書及び特定の1者宛の行政指導通知文書の画像の写し）。行政指導の受け手の3者は、既に、この事案につき、自ら発信しており、行政処分で非公開とされた部分の公開により、追加的に「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められない。処分庁もこれらの発信を受けて、当初の行政指導を取り消しており、事業者らの情報は、すべて公知の情報であり処分庁の主張に合理性は認められない。

- (3) 新聞記事において、マスキングされている事業主の氏名の一部について非公開とすることについては不服を申し立てない。

## 2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

- (1) 愛媛県の特定の地域で販売されている麦みそは、既に公開されている「パッケージ記載内容」及び「原材料」欄の情報を照合すれば、どの事業者が「事業者名」に記載されているか容易に想像しうる。
- (2) 商品の外観の多くは非公開とされていないが、実際に、市販されている麦みその商品と比較すれば、どの商品を対象に行政処分を行っているかも容易に判断しうる。それぞれの商品の特徴的な意匠から、非公開となっていない部分だけでも、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものに相当しうる情報であると思料する。
- (3) よって、非公開とされた箇所を追加的に公開したとしても、そのみをもってして、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとなる蓋然性は低いものと思料する。愛媛県の特定の地域では、麦みそには、特定の原材料が含まれていないことが公知の事柄であると同様に、どの事業者が「麦みそ」を製造し、販売しているかも「広く認知され、独自の食文化が形成されており、地域の消費者が誤認する可能性が低い」ほど公知の事実である。よって、条例第7条第2項第2号に該当するとの処分庁及び審査庁の判断は誤りであると思料する。
- (4) また、要望署名者のうち1者が積極的に情報発信を行っているとするならば、自らが行政処分を受けたことを広く発信している場合、その者についての情報は、少なくとも、条例第7条第2項第2号に該当しないと見做す。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「景品表示法に基づく指導に係る文書（令和4年10月13日付け4南局総第751号及び令和4年11月4日付け4南局総第896号）の添付資料を含む決裁資料」である。

本件処分において、実施機関が「事業者の名称、住所、代表者氏名及び商品パッケージにおける事業者が特定される情報」を非公開とした理由は、条例第7条第2項第2号の法人又は事業を営む個人に関する情報であり、公にすることで、当該事業者の競争上正当に得られる利益を著しく害することになるおそれがあると認められるため、同号アに該当するというものである。

これに対し、審査請求人は、本件処分の非公開情報については、行政指導の受け手が報道機関に持ち込み、その情報が全国で報道された公知の情報であることから処分庁の主張に合理性はない。加えて、本件公開請求により既に公開されているパッケージ記載

内容や原材料の情報、商品のパッケージ画像の特徴的な意匠等から、どこの事業者の商品かを判断でき、それにより個人を識別することができる」と主張し、本件処分は誤りであるとして取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

## 2 本件処分に係る具体的な判断

### (1) 公知の情報の該当性について

実施機関は、県担当課宛に提出された要望書が、SNSや報道等で掲載されていたとしても、要望書には「宇和島麦みそ文化の存続を求める有志一同」と記載されており、署名している3者が文書指導を受けた事業者であるとの記載はなく、本文には大豆を使用していない麦と塩だけの味噌を作っていること、麦みそ文化の存続を求める趣旨が述べられているだけであること、積極的に情報発信を行ったのは要望書署名者のうちの1者のみであり、残りの2者は有志一同として要望書に名を連ねているだけと捉えるのが自然であり、審査請求人が主張する「指導を受けた3者が自ら情報を発信している。」と判断する根拠としては疑義が残ると主張している。

また、報道では、情報発信に積極的な1者以外は事業者名、商品名等の事業者に係る情報が掲載されていない。その1者に対する行政指導に関する文書も一部を切り取り掲載されているほか、代表者の名が消されているなど、指導対象となった事業者に関する多くの情報は公になっていると断定する状態とは言えないことから、公知の情報とは言えないと主張している。

確かに、報道等で取り扱われた要望書の署名3者が行政指導の受け手と同一であると受け取られる蓋然性は高いものの断定することはできない。しかし、愛媛県から行政指導を受けたことを自ら積極的に発信している事業者があるという事実があることから、全ての項目が公知の情報ではないとは言いがたい。

### (2) 景品表示法における措置命令による公表について

景品表示法第7条第1項（措置命令）では、「内閣総理大臣は、第4条の規定による制限若しくは禁止又は第5条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。」とあることから、事業者名や違反の内容等の公表は、行政指導に従わなかった場合に行うべきものであり、事業者自らが行政指導を受けたことを積極的に発信していること、また、そのことが報道に取り上げられたことをもって、本件公文書の全てを公開することは法の趣旨から適当でないとする実施機関の説明に異論はない。

### (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

実施機関は、景品表示法に係る文書指導は、最終的には取り消しとなったことから指導を受けた事業者には同法に基づく問題がない状態となっているが、ネット上では事業者に対する賛否両論があり、これまで公になっていない情報を公開することで、不特定多数から事業者及び関係者に対しての誹謗中傷が行われる可能性が十分予見され、SNSでの拡散を契機として報道等で大きく取り上げられることとなった本事案の性質上、ネット社会では不測の事態が発生しかねないという点に特段の配慮が必要であると主張している。

当審査会においても、非公開とした情報を公開した場合には、記載内容から事業者への新たな風評被害や信用低下等の不利益を招くおそれについては十分理解でき、上記(1)のとおり全てが公知の情報でないとは言い切れないとしても、上記(2)のとおり、事業者名や違反の内容等の公表は、行政指導に従わなかった場合に景品表示法第7条第1項に基づき行われるものであることに鑑み、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの説明は是認できるものであり、当該情報は条例第7条第2項第2号に該当するとして非公開とした実施機関の処分は妥当である。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

既に一部公開されている「パッケージ記載内容」及び「原材料」欄の情報を他の商品と照合することで、事業者の特定が可能であるとの審査請求人の主張に対して、実施機関は、事業者に不利益を及ぼさないよう、事業者名の特定につながる可能性のある部分を非公開としたと弁明している。

麦みその認知度について、本件公文書の公開された記述の中に「宇和島では『大豆を使用しないみそ』が広く認知され、独自の食文化が形成されており、地域の消費者が誤認する可能性が低い」とあること、消費者は商品パッケージのデザインを元に目当ての商品を探すことがあるように、事業者は他の事業者の商品と混同されることがないようにパッケージの意匠を凝らしていること、条例は何人にも公文書の公開請求を認めていることからすると、一部公開されている「パッケージ記載内容」及び「原材料」欄の情報から、非公開としている事業者名が特定される蓋然性が高いと言わざるを得ないが、このことは本件処分を覆す理由にはならず、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

#### 審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 7月 5日	諮問
令和5年 7月 24日	審査会（第1回審議）
令和5年 10月 3日	審査会（第2回審議）

#### 答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	

